

預金保険法第80条に基づく「業務及び  
財産の状況等」に関する報告書

平成14年6月28日

東京食品信用組合

金融整理管財人

## 目 次

頁

I. 業務及び財産の状況等に関する報告	1
1. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について	1
(1) はじめに	1
(2) 経営破綻の原因	1
① 当組合をとりまく経営環境と経営状況	1
② 経営破綻に至った経緯	1
③ 破綻に至った要因	2
(3) 管理を命ずる処分までの状況	2
① 資本の状況	2
② 自己資本回復の断念	2
2. 業務及び財産の状況について	3
(1) 与信業務	3
(2) 預金業務	3
(3) 投資等業務	4
① 投資有価証券	4
② 商品有価証券	4
(4) 固定資産の状況	4
(5) 不良債権の状況	5
(6) 関係会社の状況	5
3. 事業譲渡等について	6
(1) 基本方針	6
① 早期譲渡	6
② 優良な顧客基盤・資産の維持	6
③ 経費の削減	6
④ 業域金融機能の維持	6
⑤ 内部管理体制の整備	6
⑥ 責任追及体制の整備	6
(2) 具体的施策	6
(3) 事業譲渡の見込み	6

4.	旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について	7
(1)	はじめに	7
(2)	刑事责任追及について	7
(3)	民事責任追及について	7
	① 旧経営陣に対する民事責任追及のための調査方針	7
	② 調査の結果	7
	③ 調査結果に基づく検討	8
(4)	旧経営陣に対する損害賠償請求権等の処理	9

## II. 経営に関する計画 10

1.	「業務及び財産の管理に関する計画」の基本方針	10
(1)	円滑な事業譲渡の早期実施	10
(2)	業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持、 優良な顧客基盤の維持	10
(3)	公的費用の極小化	10
(4)	業域経済への配慮	10
(5)	内部管理体制の確立	10
(6)	旧経営陣等の責任追及体制の確立等	11
2.	業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持の方針	11
(1)	基本運営方針	11
(2)	管財人会議・業務運営会議の設置	11
(3)	個別業務運営方針	12
	① 与信業務運営方針	12
	② 資金調達業務運営方針	12
	③ 投資業務運営方針	12
	④ 経費運営方針	13
	⑤ その他の業務運営方針	13
3.	事業譲渡等を円滑に行なうための方策	13
(1)	経営責任の明確化	13
	① 旧経営陣の辞任等	13
	② 役員退職慰労金	13
(2)	経費の削減	13
	① 人員及び人件費の削減	13

② 物件費の削減	14
(3) 店舗統廃合	14
(4) 保有資産の処分	14
(5) 内部管理体制の整備	14
(6) 関係会社の整理	14
(7) 不良債権の回収強化	14
4. 法令等の遵守	15
5.預金保険法第83条に定められた措置を 効果的に実施するための体制整備等	15

I 「被管理金融機関の業務及び財産の状況等に関する報告」

## I. 業務及び財産の状況等に関する報告

### 1 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

#### (1) はじめに

当組合は、平成 13 年 11 月 30 日、預金保険法第 74 条第 5 項に基づき、金融庁長官に対し、「その財産をもって債務を完済することができない」状況にある旨の申し出を行ないました。これを受け、同日、金融庁長官より預金保険法第 74 条第 1 項に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」(以下「管理を命ずる処分」という。)を受けました。

金融整理管財人は、預金保険法第 80 条に基づく報告の求めに応じ、当組合の業務及び財産の状況等につき調査を行いましたので、以下のとおりご報告いたします。

#### (2) 経営破綻の原因

##### ① 当組合をとりまく経営環境と経営状況

当組合は、組合員の経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図るため、食品製造業、販売業及びこれに関連する事業並びに花きの集荷販売及びこれに関連する事業を営む中小規模の事業者、勤労者その他の協同組織により、組合員に必要な金融事業を行なうことを目的に昭和 30 年 4 月に生菓子信用組合として設立されました。その後昭和 36 年 12 月に東京食品信用組合と改称、平成 5 年 9 月にいちば信用組合と合併いたしました。

営業地区については、東京都一円(但し、島しょを除く)神奈川県、千葉県、埼玉県、の各一円とし、店舗は新宿区に本店、中央区、品川区、台東区、大田区、および世田谷区に 5 支店 2 出張所の計 8 店舗を設置しております。

営業体制については、営業地区内に設置している店舗において中小零細の食品関連事業者等に対する預金・融資業務を中心に業域経済の発展に寄与すべく金融事業を行なってまいりました。

当組合は、設立以来堅実経営・資産内容の健全化を標榜するとともに人件費を含めた経費の削減に努めてまいりましたが、長引く不況による取引先の事業悪化等から、償却・引当額の増加により自己資本の減少を招来せしめました。

##### ② 経営破綻に至った経緯

平成 12 年 3 月末を基準日として平成 12 年 8 月に実施されました金融庁検査の結果等(平成 13 年 6 月通知)を踏まえて、平成 13 年 6 月末を基準日として自己査定を実施した結果、取引先の業況悪化による不良債権の増大により、新たに 1,690 百万円の償却・引当が必要となり、1,897 百万円の償却・引当額の計上を余儀なくされ、また、2,000 百万円の繰延税金資産の取崩しを行ったため、この結果▲246 百万円の債務超過となりました。

こうした状況下にあって、上記決算内容では預金者はじめ組合員取引先の信頼を維持することは困難であると判断し、自主再建を断念、破綻公表するに至りました。

### ③破綻に至った要因

当組合が破綻に至った要因は、前各項でとりあげた経営環境やこれまでの経過に由来するものもありますが直接的要因は、信用リスク管理体制の不備につくるものでした。

すなわち、信用リスクに対する認識・理解について当組合が業域信用組合であることから、組合員である融資先に対する評価が主観的であったため、融資審査における債務者の実態把握が不十分であったこと、ならびに貸出金の回収・管理については大口延滞先についても何ら特別な回収努力をしないなど事後管理が十分に行なわれてこなかったこと、さらには優良取引先確保への努力不足など、貸出資産の健全化への取り組みが十分でなかったことがあげられます。

これらの要因が、資産の自己査定を不適正なものとしたことから、償却・引当額において、金融検査当局が算定したものと大幅に乖離し、平成13年度に入り債務超過が顕在化し、経営破綻に至ったものです。

## (3) 管理を命ずる処分までの状況

### ① 資本の状況

当組合は、平成12年3月期決算を6月19日に発表した後、8月に実施された財務局による検査結果を踏まえ、平成13年6月末現在の自己査定を実施いたしました。

この結果、平成13年6月末を基準とする自己査定において貸倒引当金の大幅な増額計上が必要となったことから債務超過（▲246百万円）に陥り、自己資本比率が▲0.98%となりました。このため、経営改善計画を策定し、自己資本の充実に取り組んできました。

### ② 自己資本回復の断念

当組合は、上述のごとく平成13年6月末を基準とする自己査定において、自己資本比率が▲0.98%に低下したことから自己資本の充実を喫緊の課題とし、取り組んできたところですが、現下の厳しい経営環境のなか、債務超過を早急に解消する有効な具体策が見出せず、自力再建是不可能との判断をせざるを得ませんでした。

よって、かかる判断のもと、平成13年11月30日、預金保険法第74条第5項に基づく申出を行なうに至りました。

## 2. 業務及び財産の状況について

### (1) 与信業務

当組合の与信業務については、主要業域である食品業、花き集荷販売業を含む中小零細企業者や個人への融資が多くを占めております。

<貸出残高推移> 店舗数：8店舗

(単位：百万円、%)

	10年3月末		11年3月末		12年3月末		13年3月末		(参考)業界平均 (13年3月期)	
	残 高	構成比	残 高	構成比						
貸出金残高	31,696	100.0	33,040	100.0	32,492	100.0	30,905	100.0	42,927	100.0
うち中小企業	27,043	85.8	28,245	85.5	28,202	86.8	27,182	88.0	29,059	67.7
うち 個人	4,653	14.7	4,795	14.5	4,290	13.2	3,723	12.0	13,325	31.0
うちその他	0	0	0	0	0	0	0	0	543	1.3

※「その他」には、地方公共団体が含まれる。

### (2) 預金業務

当組合の預金業務については、業界平均に比べ法人預金の構成比が高く、総預金に占める比率も高くなっています。

<預金残高推移> 店舗数：8店舗

(単位：百万円、%)

	10年3月末		11年3月末		12年3月末		13年3月末		(参考)業界平均 (13年3月期)	
	残 高	構成比	残 高	構成比						
預金残高	54,316	100.0	44,571	100.0	42,043	100.0	42,620	100.0	65,732	100.0
うち個人預金	23,121	42.6	22,093	49.6	21,690	51.6	21,067	49.4	52,367	79.7
うち法人預金	20,583	37.9	19,729	44.3	19,272	45.8	19,342	45.4	11,118	16.9
うちその他	10,612	19.5	2,749	6.1	1,081	2.6	2,211	5.2	2,247	3.4

※ 法人預金が業界平均値より高い構成比率を示している要因は、当組合の組成母体である食品3団体(東京都食品衛生協会、東京食品販売国民健康保険組合、東京食品福祉厚生事業団)の預金が法人預金の49.2%に相当しこれが大きく影響しております。

### (3) 投資等業務

#### ①投資有価証券

投資有価証券につきましては、総資金量に占める割合は小さく、これまでにも多額の運用はしておりません。なお、破綻公表後は新たな購入は一切なく、預金流出の原資として保有分の売却を逐次進めています。

<投資有価証券残高推移>

(単位：百万円)

	平成11年3月末	平成12年3月末	平成13年3月末	平成13年3月末の評価損益
投資有価証券	170	194	225	19
国債・地方債	165	194	225	19
社債	—	—	—	—
株式	4	0	0	—
その他	—	—	—	—
貸付有価証券	—	—	—	—

#### ②商品有価証券

当組合は、商品有価証券は保有しておりません。

### (4) 固定資産の状況

保有固定資産（営業用不動産、所有不動産）の状況は以下のとおりです。

<固定資産の状況>

(単位：百万円)

	土 地				建 物		
	件 数	簿 価 取得価格	評価額	含み損益	件 数	簿 価 取得価格	簿 価 償却後
事業用 不動産	3	38	37	△2	3	38	36
所 有 不動産	なし				なし		

### (5) 不良債権の状況

当組合の不良債権は以下のとおりとなっております。

<リスク管理債権の状況>

(単位：百万円、%)

区分	12年3月期		13年3月期		業界平均(13年3月期)	
	貸出金 残高	貸出金 に占める割合	貸出金 残高	貸出金 に占める割合	貸出金 残高	貸出金 に占める割合
破綻先債権	670	2.1	951	3.1	1,163	2.3
延滞債権	3,748	11.5	4,289	13.9	4,402	8.8
3カ月以上延滞債権	372	1.1	1,146	3.7	195	0.4
貸出条件緩和債権	1,595	4.9	2,336	7.6	2,239	4.5
合計	6,887	19.7	8,723	28.2	7,999	16.0

<金融再生法の開示債権>

(単位：百万円、%)

	平成13年3月期		業界平均(平成13年3月期)	
	金額	債権に占める割合	金額	債権に占める割合
破産更正債権等	1,642	5.2	3,311	6.3
危険債権	3,905	12.4	2,510	4.7
要管理債権	3,482	11.1	2,382	4.5
正常債権	22,478	71.3	44,817	84.5
合計	31,507	100.0	53,020	100.0

### (6) 関係会社の状況

当組合は、関係会社がありません。

### 3. 事業譲渡等について

#### (1) 基本方針

##### ① 早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、円滑な事業譲渡を早期に行なうことにより、金融仲介機能の維持および当組合の事業価値の劣化防止に努めます。

##### ② 優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すとともに、顧客の信頼回復に全力を尽くします。

##### ③ 経費の削減

円滑な事業譲渡を行なうため、人件費・物件費等の営業経費の削減を図ります。

##### ④ 業域金融機能の維持

当組合の営業地区において、引き続き業域の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないよう配慮いたします。

##### ⑤ 内部管理体制の整備

内部事務の厳正化及び相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

##### ⑥ 責任追及体制の整備

預金保険法第83条に基づき、内部調査体制の整備を図り、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

#### (2) 具体的施策

預金保険法の趣旨を十分に踏まえ、上記基本方針に則った業務運営に努めつつ、業務の円滑な譲渡および善意かつ健全な取引先の保護のため、早期に事業譲渡を行なうよう最大限努力いたします。

#### (3) 事業譲渡の見込み

事業譲渡を行う相手先については、信用組合としての事業特性や業域経済及び善意かつ健全な中小零細企業者を中心とする取引先への配慮を念頭に置き事業譲渡先の選定を行った結果、平成14年2月14日に西京信用金庫、朝日信用金庫、興産信用金庫、東京産業信用金庫と事業譲渡契約を締結しました。

今後は、7月8日を目処に事業譲渡できるよう努力してまいります。

#### 4. 旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について

##### (1) はじめに

金融整理管財人は、東京食品信用組合の旧経営陣、すなわち理事もしくは監事又はこれらの者であった者に対する責任追及を行うことが重要な職務の一つとされていることから(預金保険法第83条)、就任後、金融整理管財人2名と補佐人3名等で構成する経営責任解明のための内部調査事務局を設置し、必要に応じて預金保険機構等関係機関との協議、情報交換を通じて法的責任追及の慎重な調査・検討を行ってまいりましたので、今日迄の状況について報告します。

##### (2) 刑事責任追及について

業務上横領罪または背任罪を中心に刑事事件に該当する事案の有無について、会計帳簿・決算書等を精査し、関係者から事情を聴取するなどして慎重に調査・検討を行ってきましたが、現在まで刑事责任の追及に相当する事案を発見するに至っておりません。

##### (3) 民事責任追及について

###### ①旧経営陣に対する民事責任追及のための調査方針

当組合は、平成13年6月末を基準日とする自己査定を実施した結果、新たに169百万円の貸出金償却・貸倒引当金の引当が必要であることが判明し、1,897百万円の償却・引当額の計上や200百万円の繰延税金資産の取崩しを余儀なくされた結果、246百万円の債務超過に至ったものです。

融資先については、精力的な調査を行いました。破綻先、実質破綻先の中より金融庁検査結果による債務者区分変更先及び償却・引当額の大きい先のうち大口与信先を調査対象としました。調査の方法は、内部調査事務局を通じて貸出裏譲り書(附属書類を含む)、償却資産台帳、理事会議事録等の関係書類を精査し、関係役職員から事情聴取するなどして、取引の経緯、融資審査の実態、担保徵求の状況、回収状況等を調べ、旧経営陣に対する民事責任の追及に結びつくような法令違反、任務懈怠が認められるか否かという観点から調査・検討を行ってきました。

また、当組合の役員または役員の親族が経営するか、または、経営陣として参加している企業に対する融資については、違法性がなかったか否か慎重な調査・検討も行ってきました。

###### ②調査の結果

ア. 当組合の役職員からの事情聴取と関係資料から総合的に判断しますと、総じて以下の原因で、当組合の債務超過が必然的に顕在化して経営破綻に至った構造が印象として浮かび上がってきます。すなわち、当組合は中小零細の食品関連事業者を主たる組合員とする業域信用組合の為、事業地区が広範囲にわたっており融資先をはじめ組合員取引先は東京都、神奈川県、千葉県および埼玉県にまで分散しており事後管理に制約があります。この様な状況下で融資先の取組経緯を見ますと、(1)同業者の紹介案件(2)不振先の肩代り資金(3)グループ関連先に対する貸出が散見され、その大部分が不良債権化しております。

当組合内部においても、理事長が非常勤であることもあり旧経営陣における牽制機能が

欠けていたこと、信用リスクに関する旧経営陣および役職員の理解及び認識が不足していたこと、さらに、これらのことと要因に、結果として融資に関する審査・管理、並びに貸出金の管理・回収が必ずしも十分ではなかったこと等に起因して、大口先を含む貸出資産の改善が進まず、一方において、償却・引当額が大幅に不足してしまっていたために、平成13年6月末を基準日とする自己査定において債務超過が一挙に顕在化したものです。

イ. 個々の融資案件を調査いたしますと、不動産担保等の保全不足が多く見られました。ビル崩壊に伴う不動産価値の下落という一般的な要因のみに留まらず、融資時、とりわけ追加融資の際に担保不動産が既に下落しているにも拘らず、担当役職員が融資先の財務状況等について慎重な検討を行うことなく漫然と融資を実行しているものが多くみられました。また、取引先に対する貸出額は大口化傾向にあり、業績悪化に伴い借入過多が顕著となっています。特に、大口融資先に対する審査体制については旧経営陣のチェック機能に問題があり、与信判断の基本方針であります(1)資金使途の妥当性及びその効果(2)返済能力の有無(3)保全面の充実度等の基本的な面での内容把握が不十分でありました。業域信用組合という特性から同業者間の人縁による情報や取引先からの支援要請を重視するあまり、事業の将来性や経営手腕といった、人物分析、財務分析等を含めた総合的かつ慎重な審査を行いつつ、充分な保全措置を行っていくという金融機関として、るべき基本姿勢が欠如していたことも事実です。当組合の与信判断における基本姿勢については、顧客志向優先で債権管理の認識に判然としないものが感じられました。

ウ. その結果、当組合の融資は、内容精査という点で当初取組時から問題があり、貸出後短期間で返済期日の繰り延べといった条件変更が日常化しております。貸出条件変更のパターンとしましては、既往貸金を組替え一本化し貸出期間を長期に変更し、しかも条件変更によって返済負担を軽減しておきながら同一先に貸増を行い正常化するというケースです。また、借入過多から金利引下げに対応し、返済額の軽減を図るケースも散見されます。更に、約定返済が厳しい状況に陥りますと、安易に任意返済に条件緩和するケースも多く見られました。

エ. また、破綻直前の資産処分、出資金の払戻し等について関係役職員等から聴取調査を行っております。資産の処分時期、資産の処分方法、出資金の払戻時期、等についての旧経営陣の経営判断に対して、民事責任の追及の可否の観点からは、必ずしも責任追及が可能であると判断するには現在のところ至っておりません。

### ③ 調査結果に基づく検討

以上の調査結果に基づき、民事責任の有無を検討する必要性があると思われる問題点を大別しますと、①法令・定款等の明白な違反が問題となるもの、②上記には至らないものの、信用組合としての当然要求される業務の懈怠が問題となり、これについて役員の善管注意義務違反の疑いがもたれるものであります。

ア、法令・定款違反の疑いの持たれる事案について、明らかに当組合の貸付権限に疑問の持たれる貸付は散見されます。延滞先に対して回収すべき債権額に更に未収利息を上乗せし、いわゆる利息貸増を行い不良債権額を増加させている事例や、債務者の関連先の不良債権に対して、肩代り資金を支援し加えて返済の見込みのない設備資金まで融資し不良債権額を増加させている事例、さらには、当初融資した資金にかかる債務者の事業計画が、事後大きく変更されているにもかかわらず、需資理由等内容の検討もないままその後の追加の融資に応じて不良債権化している事例などがあげられます。かかる事案については、今後さらに融資先と当組合の役員との人的関係等に関する調査を通じて、民事責任追及に充分な違法性の存在を旧経営陣の業務運営に関し認定できるか否か、および、違法性と発生した損失との間の因果関係が果たして認定できるか否かについて、慎重な追加調査が必要と判断され、現時点では提訴を行うには至っていません。

イ、保全不足が認められる事案、債権回収に関して適切さの疑われる事案、債権管理が杜撰とみられる事案等については、債務者の実態把握が不十分で、赤字決算が続き多額な債務超過になっているにもかかわらず、その後も融資を継続し保全不足額が増加している事案や、既往の融資が約定通り返済されず延滞になっているにもかかわらず、具体的な根拠もなく正常化を目指み、その後の融資に応じている事例、さらには、債務者の業況悪化、担保の劣化が進行するなか、債務者の破綻は必至の状況にありながら、融資を継続している事例などがあげられます。これらについても、融資債権の不良債権化がはたしてバブル崩壊に起因するのか、かかる要因以上に、旧経営陣の善管注意義務違反に起因するのか、そして、損失の発生との間に因果関係が存在しているのかについて、今後さらに調査検討が必要であり、現時点では、提訴を行うに足る原因究明に至っておりません。

#### (4) 旧経営陣に対する損害賠償請求権等の処理

上記をもって、旧経営陣に対する刑事责任および民事責任の追及をなしうるか否かについて金融整理管財人としての調査結果の報告といたしますが、同結果に基づき、当管財人らは、責任追及の是非および可否について判断するには、更なる調査・検討が必要であると認識しております。しかしながら当組合は、本年7月8日を以て事業譲渡を実施し、解散する予定であることに鑑み、それまでに結論を出すのは困難な状況であります。

したがって、旧経営陣に対する責任追及に関しては、株式会社整理回収機構において引き続き調査・検討がなされますよう、当管財人らが行った調査に関する関係資料を同社に引き継いだ上、同社において責任追及を行い得るよう、旧経営陣に対する損害賠償請求権等を同社に譲渡いたしました。